

提案事項管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1014010	地域公共交通確保維持改善事業について	<p>存続の危機の瀕している地域の交通手段を確保することを目的に制定された、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の主旨に合致するものにあつては、実施年度を問わず補助対象としていただきたい。</p>	<p>本村は、廃止路線バス対応として、乗合バス事業者に委託し、同一路線の運行を存続してきたが、財政面及び利便性の問題もあり、平成23年度から道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を実施している。</p> <p>この度、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の交付を受けようと考えていたが、交付要件に「新たに運行を開始するもの」あるいは「新たに地方公共団体が支援を開始するもの」があることにより補助対象とみなされなかった。ちなみに「新たに運行を開始するもの」とは、「新規及び従前の路線から50%以上の変更のあるもの」との国土交通省の見解と聞き及んでいる。これで行くと、まったく同様の施策であっても、平成23年度以降に実施するものと、それ以前から実施しているものとで大きな差が生じることになり、国が交付する補助金として公平性を欠くと考えられる。</p> <p>また、考え方を換えれば、従前の路線を一定期間取りやめ、改めて同一路線の運行を開始すれば補助対象路線になると解釈できるが、そのような手間や住民に迷惑をかけなければ補助対象とならないことは不合理なことである。</p> <p>以上のことから、当該要綱の主旨に合致するものにあつては、実施年度を問わず補助対象とするべきではないでしょうか。</p> <p>なお、補助対象とならないのであれば、その理由の説明をお願いします。</p> <p>参考のため、本村の運行経緯は次のとおりです。</p> <p>平成23年3月31日まで山添村が三重交通に委託し、毛原（山添村）～名張市（三重県）間を1日1.5便運行。平成23年4月1日から同一路線を1日5便運行。（運行は、地元地域で組織された運行協議会に委託。）</p>	山添村	奈良県	国土交通省
1032020	東日本大震災の被災地における、自営業者のためのセーフティネット構築	<p>被災地において、事業所が流出、全壊した会社の従業員については失業保険等の給付を受けることができる。</p> <p>一方、自営業者は低金利の融資制度等はあるものの、津波の被害で再開の目処すらたない者も多い。</p> <p>災害時の臨時的な制度としてではなく、自営業者が天災を含めたリスクに対応できるセーフティネットを整備し、震災対応と今後の自営業者の暮らしの安定を目指す。</p>	<p>被災地における自営業者に対する失業給付の抛出</p> <p>○震災復興関連予算より、自営業者で失業中（失業の理由が震災によるものに限る）の人に対して、失業保険と同程度の給付を行うことできるセーフティネットの構築を図る。</p>	株式会社パソナグループ	東京都	厚生労働省

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1032060	農地法の転用等(3) : 農業用途を条件に転用した土地の固定資産税見直し	復興支援に関わる農地法・農業振興地域促進法の支援措置を要望します。  ③[農地転用後の固定資産税減免] 農業用途に農地転用した後の土地に対して、農地と同等の固定資産税を適用する。具体的には、敷地をコンクリートで固めた植物工場で農作物を安定的に生産し、加工、販売までできる6次産業化につながるプログラムを対象とする。	③[農地転用後の固定資産税減免] ⇒実施理由: 農地を農業用途で転用した場合の設備に対して、農地と同内容の固定資産税の適用により、投資ハードルを下げることで投資する魅力を高めることで復興の担い手を確保する。	株式会社パソナグループ	東京都	農林水産省
1032080	投資環境の改善(2) : 被災地域への投資要件の緩和、拡大	被災地域への投資環境改善のための支援措置を要望します。  ③[投資環境の充実化] "新規投資"、"被災地域での投資"を条件に、参入した法人に対して、法人税・法人事業税・法人住民税の減免措置を要望します。	③[投資環境の充実化: 税制面での優遇措置] ⇒実施理由: 未曾有の大震災からの復興は実現できないため、税制面での優遇を行うことで、国内外からの投資を喚起させることが大変重要であると考えます。	株式会社パソナグループ	東京都	経済産業省
1039020	離島航路事業者が行う周遊運航事業の実施円滑化	離島航路事業者が定期航路事業の空き時間に周遊事業(不定期航路事業)を実施する場合、離島航路の補助対象を緩和する	(提案内容) 離島航路事業者が定期航路事業の空き時間に周遊事業(不定期航路事業)を実施する場合、本来の離島航路事業に必要な経費であるにも関わらず、周遊事業の就航時間等により按分控除される経費(船員費、保険料、原価償却等)を全額補助対象とする。  (提案理由) ・離島航路事業者が定期船運航の余裕の時間に周遊運航することが可能になれば、定期航路事業に関する収益増加により、離島航路事業者への国、地方の補助負担軽減が図られるほか、周遊目的の観光客増加による地域活性化が期待できる。	兵庫県、南あわじ市	兵庫県	国土交通省

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1042020	生産緑地活性化促進特区の創設(税制関係)	生産緑地地区の農地の貸借や市民農園開設にかかる相続税納税猶予制度の適用緩和を行う。(租税特別措置法関係)	<p>都市の成熟化にあわせて、環境問題や住民の価値観の多様化も顕在化しており、都市部における多面的な公益的機能を有する「生産緑地」を再評価し、都市計画において保全すべき農空間として積極的に位置づけていく意義があります。つまり、生産緑地の保全により、将来の都市農業を支える農業者の経営環境を支援し計画的に農地を保全することは、緑と調和した良好な住環境の形成、災害時の洪水防止や一時的な避難用地機能、ヒートアイランド現象の緩和など多大な効用があり、都市住民ニーズにも応えられることができます。</p> <p>よって、生産緑地を活性化させる総合的な支援のための規制緩和として、                      ①生産緑地での利用権設定等促進事業(農業経営基盤強化促進法による農地貸借)及び特定農地貸付方式の市民農園開設における相続税納税猶予の適用を認めてもらいたい。適用が可能となれば、農地の利活用や長期的・安定的に利用できる質の高い市民農園の供給が確実に増えます。                      ②相続税の申告及び納税の期限は10ヶ月以内となっていますが、生産緑地にかかる相続税については、さらに1年間は申告・納税を猶予してもらいたい。</p>	箕面市	大阪府	農林水産省 国土交通省
1044010	民間企業による第3セクターへの出資促進について	公共性の高い事業を担う第3セクターの経営安定化のためには、自治体による出資等の支援だけでなく、3セク事業の恩恵を受ける民間企業からの出資を募ることが不可欠である。リーマンショック以降の世界的不況、東日本大震災の影響で、民間企業から出資を募るのに困難状況が続いているが、3セクにおいては、新たな資金需要に対応せざざるところも多いと考えられる。そこで、民間企業が少しでも3セクに出資しやすくするため、民間企業が3セクの株式を購入した場合、その金額を同一年分の株式売却益から控除できるようにする。(できれば、3セク出資額を税額控除できるようにする。)	愛知環状鉄道は昭和63年1月の開業以来、四半世紀を過ぎ、旧国鉄から引き継いだ資産も含め、設備が老朽化し、安全安定輸送の確保から段階的に設備の更新に取り組む予定である。また全国的にICカードの導入・普及が進む中、利用者の利便性向上のため、ICカードの導入にも取り組まなければならない状況である。こうした大きな資金需要への対応は、県及び沿線自治体による支援だけで対応できるものではなく、多くの民間企業の支援を求めなければならないものである。左の支援措置が認められれば、民間企業に出資を依頼し、愛知環状鉄道の設備の更新、ICカードの導入等に繋げていきたい。	愛知県、愛知環状鉄道株式会社	愛知県	国土交通省
1056070	住宅街区整備事業における一般会計補助制度の補助負担率の拡充	住宅街区整備事業における組合施行の一般会計補助制度の負担を拡充する。	<p>住宅街区整備事業において、組合が施行する事業に対する一般会計補助負担率は、都市再開発法の補助負担率2/3となるところ、これを3/3に拡大する。                      (都市再開発法の災害復興の場合、負担率は4/5であるが、被害の甚大さに鑑み、さらに拡充するものである。)</p> <p>提案理由：                      被災地権者は、土地・建物等の従前資産のやむを得ない消失と就労環境の喪失により、新生活の負担が多額であり、その大多数が零細権利者である。復興再生整備事業の参加による環境充足は通常では厳しい状況であり、市街地再開発事業の公共団体施行並の補助割合措置により、新生活資金の自助負担緩和・軽減が期待できる。</p>	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	東京都、愛知県	国土交通省

提案事項管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
105901	I「地域公共交通確保維持改善事業」(生活交通サバイバル戦略)における制度改正	<p>従来の補助制度を改正し、平成23年度から創設された左記補助事業は、従来の補助制度を改正したもので、要件が一部緩和されたものの、実際に存続が困難な路線は、要件を満たすことができず、沿線自治体が独自の支援をしている現状であり、地域公共交通を維持・確保するための支援としては十分とは言えない制度となっている。</p> <p>さらに、3/11に発生した東日本大震災により被災した東北地方においては、鉄道代行として、臨時に運行しているバス等を走らせているが、本制度の支援対象とならず、地域の実情を反映しにくい制度となっている。</p> <p>被災地域における公共交通を立て直し、従来の交通を維持・確保するためには、東北地方を始めとした被災地域においては、「地域公共交通確保維持改善事業」を地域の実情に合わせて活用できる枠組みに再構築されたい。</p> <p>また、被災住民のニーズに応じて路線バスを運行する際のバス購入に係る自動車税等租税についての免除措置を講じること。</p>	<p>①効果 地方バス路線では、輸送量が15人を満たさず、平均乗車密度も5.0を越えないような路線が多く、地域公共交通維持改善事業の補助対象要件を満たさず、通学・通院等の固定客もあることから存続のために多大な財政負担を必要としている路線が多く、存続の危機に瀕している。要件を緩和することで存続の危機に瀕している路線を救済でき、住民の生活の足を確保することができる。</p> <p>また、東日本大震災被災地域において、被災住民の足を確保するために運行している臨時許可(道路運送法第21条許可)や貸切許可によるバスについても、地域公共交通確保維持改善事業の補助対象とすることで、二次避難所や応急仮設住宅設置などにより新たに形成されたコミュニティにおける生活交通の確保が可能となる。</p> <p>②事業の区域 福島県内全域</p> <p>③現状の問題点 求める措置の内容とリンクしていない(使い勝手のよい制度とすることが求める内容) ・被災地における実情が反映されていない(支援の対象範囲が限られている)。</p> <p>④提案に至った経緯 3/11に発生した震災で従来どおりの公共交通の維持が困難となった。</p> <p>⑤現行制度が不十分な事由 ③のとおり</p>	福島県	福島県	国土交通省